

長浜市産業文化交流拠点整備推進会議 名簿

	氏 名	所 属		備 考
1	おおはし まつゆき 大橋 松行	滋賀県立大学 人間文化学部人間関係学科	教授	学識経験を有する者
2	ウスビ サコ	京都精華大学 人文学部総合人文学科	教授	
3	ひらい むつみ 平井 むつみ	滋賀文教短期大学 国文学科	教授	
4	いぶき まさひろ 伊吹 正弘	長浜商工会議所	副会頭	関係団体の推薦を受けた者
5	さざなみ やすひさ 漣 泰寿	長浜地区地域づくり協議会	副会長	
6	こにし みつよ 小西 光代	長浜市図書館協議会	委員	
7	いとう まさあき 伊藤 雅明	長浜市社会福祉協議会	常務理事	
8	いそざき しんいち 磯崎 真一	長浜文化芸術ユース会議	会長	
9	かわむら みつこ 川村 美津子			平成27年度検討会 議 公募市民（その 他市長が必要と認め る者）
10	おおはし ゆうこ 大橋 優子			
11	きたがわ まさひで 北川 雅英	長浜市産業観光部	部長	市長が必要と認めた 者
12	よねざわ たつお 米澤 辰雄	長浜市市民協働部	部長	

参加期間：平成28年10月から建築基本設計完成まで

(目的)

第1条 長浜市役所旧本庁跡地での長浜市産業文化交流拠点整備を推進するにあたり、広く関係者や市民からの意見聴取を行うため、長浜市産業文化交流拠点整備推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市産業文化交流拠点整備及び運用に関する事項
- (2) その他長浜市産業文化交流拠点整備及び運用に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民協働部産業文化交流拠点整備室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年9月30日から施行し、本施設整備における建築基本設計の完成をもってその効力を失う。